

茨城工業高等専門学校における安全保障輸出管理取扱規程

〔 令和 7 年 1 0 月 1 4 日
制 定 〕

(趣旨)

- 第 1 条** この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構安全保障輸出管理規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 1 2 0 号）（以下「輸出管理規則」という。）に基づき、輸出管理の取扱いについて必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図るものとする。
- 2** この規程における用語の定義は、輸出管理規則の定めるところによる。

(管理責任者の指名)

- 第 2 条** 輸出管理規則第 8 条に定める管理責任者は、副校長（研究・産学官連携）とする。

(学校等輸出管理委員会)

- 第 3 条** 輸出管理規則第 1 0 条に定める学校等輸出管理委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は学校等統括責任者とする。
- 一 学校等統括責任者
 - 二 管理責任者
 - 三 副校長（教務主事）
 - 四 グローバル教育センター長
 - 五 その他委員長が必要と認めた者

(事務)

- 第 4 条** 安全保障輸出管理に関する事務は以下において処理する。
- 一 総括及び許可申請に関すること 総務課研究協力・地域連携係
 - 二 学生に対する特定類型該当者の確認 学生課教務係
 - 三 留学生に対する特定類型該当者の確認 学生課学生支援・寮務係
 - 四 教職員に対する特定類型該当者の確認 総務課人事・労務係
- 2** 事前確認に関することについては、総務課研究協力・地域連携係と関係部署が協力して行う。

(雑則)

- 第 5 条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 4 日から施行する。